

領務轄區規定

依據「外交部及駐外館處文件證明條例」規定「申請驗證在國外作成之文書，應向管轄該文書作成地之駐外館處為之。」，故本處僅能受理本處領務轄區內當地政府機關製作或驗證之公文書，本處轄區外所發行之公文書，無法受理，敬請見諒。

私文書以當事人居住地、公司文件則以公司所在地為準，前來本處辦理各項驗證手續時，務必隨身攜帶可證明現住址之證件，以利核對身分。另經日本公證人公證之私文書，則以公證役場之所在地為準。

本處的管轄區域為：東京都、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、群馬県、山梨県、埼玉県、新潟県、長野県

領事業務の管轄規定について

「外交部及び在外公館での文書証明条例」の中の「国外で作成された文書は文書の発行地を管轄する在外公館で認証を受けること」という規定により、本処で受付が可能な文書は管轄内にある政府機関が発行または認証した公文書に限ります。本処の管轄外で発行された公文書は受付が出来かねます。ご了承ください。

私文書は、当事者の居住地（会社の文書は会社の所在地）を基準とします。本処にて各書類に対する認証手続きを行う場合は、必ず現住所を証明が可能な身分証明をお持ちになり、身分を確認の上で受付します。公証役場で公証された私文書は、公証役場の所在地を基準とする。

本処の管轄区域：東京都、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、群馬県、山梨県、埼玉県、新潟県、長野県